

「ジビエ利活用コーディネーター」等の名称使用についての覚書

地域活性化企業組合（以下「甲」という。）と、農林水産省農村振興局（以下「乙」という。）は、下記の事項に関する覚書を締結する。

記

1. 甲は、乙が改正した「ジビエ利活用コーディネーター登録制度実施要領」（令和4年1月5日付け3農振第2081号農林水産省農村振興局長通知）の内容を確認し、乙及び乙に登録されたジビエ利活用コーディネーターが本名称を使用することについて、異議の申立て、訴訟その他の法的手続は一切行わない。また、甲は、本名称について、商標登録を行わない。
2. 甲は、乙及び乙に登録されたジビエコーディネーターが、1. の改正が行われるまでの期間において、甲の保有する商標権「ジビエコーディネーター」を使用したことについて、異議の申立て、訴訟その他の法的手続は一切行わない。
3. 甲は、乙及び乙に登録されたジビエ利活用コーディネーターに対し、1. 及び2. による名称の使用について、使用料、損害賠償、その他名目の如何を問わず、一切の金銭の支払いを求めない。
4. 本覚書については、甲が商標権「ジビエコーディネーター」を保有する限り有効とする。
5. 本覚書の運用等に関し問題が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書二通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各一通を保有する。

令和4年12月15日

（甲）広島県広島市中区舟入幸町21番25-403号
地域活性化企業組合 代表理事 土谷 典子

（乙）東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農村振興局長 青山 豊久